

## 第11編 林道編

## 第1章 林道

## 第1節 適用

1. 本章は、林道工事における林道土工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、落石雪害防止工、仮設工、トンネル、コンクリート橋、鋼橋、舗装工、道路付属物その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 法面工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、落石雪害防止工は、第7編 道路編 第1章第5節 法面工、第7節 拥壁工、第9節 カルバート工、第10節 排水構造物工（小型水路工）、第11節 落石雪害防止工の規定によるものとする。
3. 石・ブロック積（張）工、仮設工は、第3編 土木工事共通編 第1章第5節 石・ブロック積（張）工、第10節 仮設工の規定によるものとする。
4. 舗装工、道路付属物は、第7編 道路編 第2章 舗装の規定によるものとする。
5. 本章に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木工事共通編の規定によるものとする。

## 第2節 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準は、第1編 共通編 第2章 土工 第2節 適用すべき諸基準、第7編 道路編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき諸基準、第7編 道路編 第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準の規定によるものほか、以下基準によるものとする。

林野庁 治山技術基準

林野庁 林道技術基準

## 第3節 林道土工

## 1-3-1 一般事項

1. 林道土工については、第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工の規定によるものとする。
  2. 地山の土及び岩の分類は、第1編 共通編 2-3-1 一般事項 表2-1、第1編 共通編 2-4-1 一般事項 表2-4によるものとする。
- 軟岩（I）の区分は下記によるものとする。

軟 岩 (I)	A	○第3紀の岩石で固結程度が弱いもの。風化がはなはだしく、きわめてろいもの。 ○指先で離しうる程度のもので、亀裂間の間隔は1～5センチメートルぐらいのもの
	B	○第3紀の岩石で固結程度が良好なもの。風化が相当進み、多少変色を伴い軽い打撃により容易に割りうるもの、離れ易いもの。 亀裂間の間隔は5～10センチメートル程度のもの。

#### 第4節 トンネル

##### 1-4-1 一般事項

トンネル工事については、第7編 道路編 第6章 トンネル（NATM）の規定によるものとする。

#### 第5節 橋 梁

##### 1-5-1 橋梁下部

橋梁下部工は、第7編 道路編 第3章 橋梁下部の規定によるものとする。

##### 1-5-2 鋼橋上部

鋼橋上部工は、第7編 道路編 第4章 鋼橋上部の規定によるものとする。

##### 1-5-3 コンクリート橋上部工

コンクリート橋上部工は、第7編 道路編 第5章 コンクリート橋上部の規定によるものとする。